

掛川市条例第42号

掛川市総合福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月25日

掛川市長

(別紙)

掛川市総合福祉センター条例の一部を改正する条例

掛川市総合福祉センター条例（平成20年掛川市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表中

| | | | |
|--------|--------|------|--------|
| 1,000円 | 1,000円 | 500円 | 1,000円 |
| 500円 | 500円 | 250円 | 500円 |
| 600円 | 600円 | 300円 | — |

を

「

| | | | |
|--------|--------|------|--------|
| 1,020円 | 1,020円 | 510円 | 1,020円 |
| 510円 | 510円 | 250円 | 510円 |
| 610円 | 610円 | 300円 | — |

に改める。」

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市総合福祉センター条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における使用許可に係る使用料から適用し、施行日前における使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。